

# 陸別町強靱化計画

令和2年3月



# 陸別町強靱化計画

## ～目次～

第1章	はじめに	
1	計画の策定趣旨	2
2	計画の位置づけ	3
3	地域防災計画と強靱化計画	3
4	基本的な進め方	4
第2章	陸別町強靱化の基本的な考え方	
1	国土強靱化の中で陸別町が担うべき役割	5
2	陸別町強靱化の必要性	5
3	陸別町強靱化の目標	5
4	本計画の対象とするリスク	6
5	陸別町強靱化を進める上での留意事項	8
第3章	脆弱性評価	
1	脆弱性評価の考え方	10
2	リスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」の設定	10
3	評価の実施手順	11
4	最終評価	12
第4章	陸別町強靱化のための施策プログラム	
1	施策プログラム策定の考え方	24
2	施策推進の指標となる目標値の設定	24
3	施策の重点化（重点化すべき施策項目の設定）	24
第5章	計画の進捗管理	
1	計画の推進期間等	36
2	計画の推進方法	36
【参考】	陸別町強靱化脆弱性評価マトリクス	37

# 第1章 はじめに

## 1 計画の策定趣旨

平成23年に発生した東日本大震災の経験を通じ、我が国における不測の事態に対する社会経済システムの脆弱さが明らかとなり、今後想定される首都直下地震や南海トラフ地震への備えが国家的な重要課題として認知されることとなった。

こうした中、国においては、平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下「基本法」という。）が施行され、平成26年2月には、基本法に基づく「国土強靱化基本計画」（以下「基本計画」という。）が閣議決定された。

国の基本計画策定を受けて、北海道においても、今後高い確率で発生が想定される地震、火山噴火、豪雨、豪雪などの自然災害リスクに対する取組を進め、北海道の強靱化を図るための地域計画として「北海道強靱化計画」を平成27年3月に策定し、今後の大規模な自然災害等に備え、事前防災及び減災に係る施策を総合的に推進するための枠組みの整備が進められている。

この間、陸別町でも平成28年の台風災害、平成30年に発生した北海道胆振東部地震を経験した。いずれも人的被害はなかったが、胆振東部地震においては24時間超にわたる長時間の停電、6時間超の通信障害、情報途絶が発生し、行政と住民生活に混乱と停滞を招いた。これらの例によらず、道東・十勝にある陸別町においては、今後想定される日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震、雌阿寒岳の火山活動などを見据えた対策が求められている。

また、近年の地球規模での気候変動は、豪雨・豪雪・風害といったあらゆる気象災害の局地化・集中化・激甚化を招いているとされており、「新たなステージ」を見据えた備えが喫緊の課題となっている。これを受けて陸別町としても防災・減災のための取組を強化してきたところである。

陸別町における自然災害に対する脆弱さを見つめ直し強靱化を図ることは、今後想定される大規模自然災害から町民の生命・財産を守り、本町の持続的な成長を実現するためのみならず、国・北海道全体の強靱化を進めるうえでも不可欠な課題である。このために国、北海道、民間事業者、町民等の総力を結集し、これまでの取組をさらに加速していかなければならない。

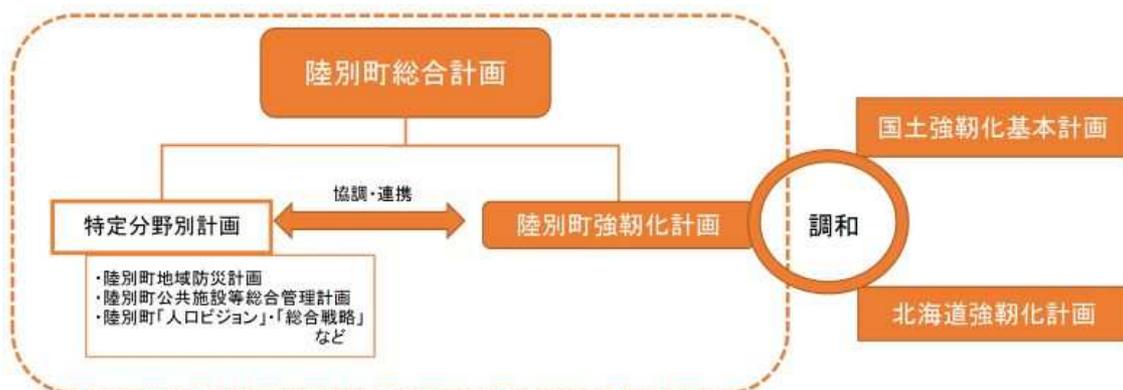
こうした基本認識のもと、北海道強靱化計画に調和した取組を進めるためにも、陸別町における国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「陸別町強靱化計画」を策定する。

## 2 計画の位置づけ

本計画は、基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画として策定するものであり、国土強靱化に関係する部分について地方公共団体における様々な分野の計画等の指針となるものと位置づけられている。このため、陸別町総合計画や他の分野別計画と連携しながら、重点的並びに各分野を横断的に推進する計画として、防災計画や産業、エネルギー、まちづくり、交通等の国土強靱化に関連する部分の施策と連携しながら、長期的な視点に立って一体的に推進する。

本計画は、町民や関係機関との協働により進められるとともに、庁内の横断的な推進体制を図り、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせた取り組みを推進する。

また、成果指標による進捗管理を通じて必要に応じた事業の見直しを行うなど効果的に推進する。



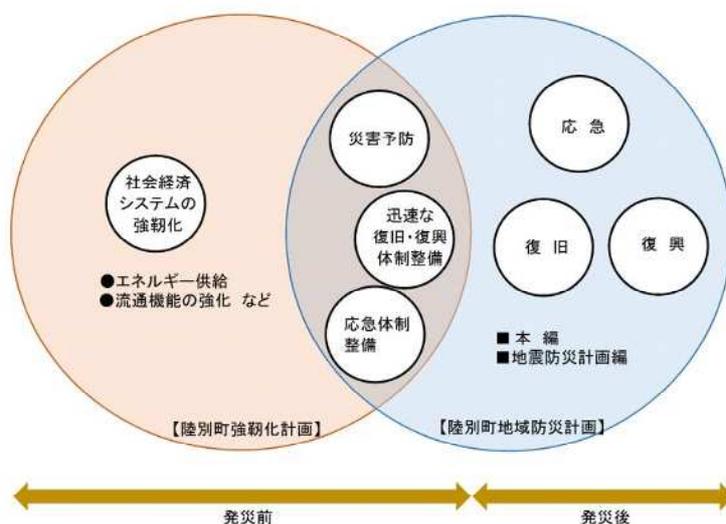
## 3 地域防災計画と強靱化計画

### 【国土強靱化地域計画】

主に発災前にフォーカスし、特定のリスクにとらわれず、あらゆる大規模災害に備えるため、「事前防災・減災」と「迅速な復旧・復興」に資する施策をまちづくり政策や産業政策も含めた総合的な取り組みとしてまとめたもの。

## 【地域防災計画】

地震や洪水などの「災害リスク」を特定し、そのリスクに対する発災前の対応と発災後の応急復旧・復興対策を取りまとめたもの。



## 4 基本的な進め方

### STEP 1 地域を強靱化する上での目標の明確化

- ① 基本目標の設定
- ② 事前に備えるべき目標の設定
- ③ 計画期間の設定

### STEP 2 リスクシナリオ（最悪の事態）、強靱化施策分野の設定

- ① 自然災害の設定
- ② リスクシナリオの設定
- ③ 施策分野の設定（所管課等の設定）

### STEP 3 脆弱性の分析・評価、課題の検討

- ① マトリクスの作成（既にある施策の整理）
- ② 脆弱性の分析・評価・課題の検討

### STEP 4 リスクへの対応方策の検討

脆弱性の評価結果に基づき、プログラムごとに対応方策を検討

### STEP 5 対応方策について重点化・優先順位付け

プログラムごとに重点化、優先順位付けの検討

## 第2章 陸別町強靱化の基本的な考え方

### 1 国土強靱化の中で陸別町が担うべき役割

陸別町は、日本有数の食糧生産地域である北海道十勝地方で長年にわたり農業生産を行ってきた。また明治時代より十勝から北見・網走へと繋がる交通の要衝でもあった。現在は北海道横断自動車道の整備が進められており、その地域性は今後更に重要度を増すと考えられる。

国土強靱化という全国をとりまく新たな政策課題に対しても、本町の積み重ねた歴史と培った経験を踏まえ、その課題解決に向けて役割を担っていくことが求められる。

### 2 陸別町強靱化の必要性

人口減少、少子高齢化の進行が全国的な問題と言われている中、陸別町においても地域課題として生じている。地域住民の安全・安心な生活の確保や地域の活性化に不可欠である強靱なインフラ整備の計画的な更新が十分に進んでいない状況にある。

このような状況の中、陸別町においても、地震や豪雨・豪雪・噴火など様々な自然災害リスクが存在しており、これらの災害発生時には本町が抱える地域課題とも相まって激甚な被害が生じることも懸念される。

こうしたリスクに正面から向き合い、本町の社会状況や地域特性を背景とした自然災害に対する脆弱性を克服し、強靱な陸別町をつくることは、将来にわたる町民の安全・安心や本町の社会経済の活性化はもとより、国全体の強靱化を図るうえで不可欠な取り組みである。

### 3 陸別町強靱化の目標

陸別町強靱化の意義は、大規模災害から町民の生命・財産を守り、本町の重要な社会経済機能を維持することに加え、本町がもつポテンシャルを活かしたバックアップ機能を強化し、国及び北海道全体の強靱化に積極的に貢献していくことにある。

また、本町の強靱化は、大規模自然災害への対応を見据えつつ、産業、交通、エネルギー、まちづくりなど幅広い分野における機能の強化を平時の段階から図ろうとする取り組みである。こうしたことから、人口減少対策や地域活性

化など本町が直面する平時の政策課題にも有効に作用し、本町の持続的成長につながるものでなければならない。

陸別町強靱化は、こうした見地から、本町のみならず国家的な課題として、国、道、本町を含む全ての市町村、民間がもつ政策資源を結集し、総力を挙げて取り組む必要がある。

以上の考えを踏まえ、本町の強靱化を進めるにあたっては、国の基本計画に掲げる「人命の保護」、「国家及び社会の必要な機能の維持」、「国民の財産及び公共施設の被害の最小化」、「迅速な復旧復興」という4つの基本目標や、北海道強靱化計画に掲げる「生命・財産と社会経済システムを守る」、「北海道の強みを活かし国全体の強靱化に貢献する」、「持続的成長を促進する」という3つの目標に配意しつつ、次の4つを本町独自の目標として掲げ、関連施策の推進に努めるものとする。

#### 陸別町強靱化の目標

- (1) 人命の保護が最大限図られること
- (2) 町及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- (3) 町民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- (4) 本町の持続的成長を促進する

## 4 本計画の対象とするリスク

陸別町強靱化の対象となるリスクは、自然災害のみならず、大規模事故など幅広い事象が想定され得るが、「北海道強靱化計画」が首都直下型地震や南海トラフ地震など、広範囲に甚大な被害をもたらす大規模自然災害を対象としていることなども踏まえ、本計画においても大規模自然災害を対象とする。

また大規模自然災害の範囲については、目標(1)に掲げる「人命の保護が最大限図られること」という観点から、本町に甚大な被害をもたらすと想定される自然災害全般とし、さらに目標(2)に掲げる「町及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること」という観点から、町外における大規模自然災害についても、本町として対応すべきリスクの対象とする。

本計画で想定する主な自然災害リスクについて、過去の被害状況や発生確率、被害想定など災害事象ごとの概略を以下に提示する。

## 4-1 町内における主な自然災害リスク

### (1) 地震

特に注記がない限り、発生しうる地震の強さ、確率は地震調査研究推進本部の長期評価による。

#### ○太平洋沖における海溝型地震

- ・根室沖のプレートに起因する地震の平均活動周期は65.1年で、30年以内にM7.8～8.5程度の地震発生確率は80%程度
- ・十勝沖のプレートに起因する地震の平均活動周期は80.3年で、30年以内にM8.0～8.6程度の地震発生確率は9%程度
- ・海溝型地震において陸別町内で予測される最大震度は5強～5弱。

#### ○内陸型地震

- ・十勝平野断層帯主要部に起因する地震の平均活動周期は17,000年～22,000年で、30年以内にM8.0相当の地震が発生する確率は0.1%～0.2%程度。この場合の陸別町内で予測される震度は震度6弱から5強。

### (2) 活火山

#### ○雌阿寒岳

- ・隣接する足寄町に位置する雌阿寒岳（標高1,499m）は、直線距離で約23Km離れた活火山で、気象庁の常時観測火山に指定されている。有史以降小規模な水蒸気噴火が確認されている。近年、平成30年～31年にかけて火山性微動、地震が増加している。有史以降雌阿寒岳噴火による降灰の確認はされていないが、気象条件により町内の一部に降灰の可能性がある。
- ・最後に中噴火（大きな噴石の飛散、火砕流の発生）が発生したのは約6千年前、大規模な火砕流を伴う大噴火が発生したのは約6～9千年前、大規模な火砕流と多量の軽石・火山灰が広範囲に堆積しうる大噴火が発生したのは約1万3千年前。

#### ○十勝岳

- ・新得町、上川管内美瑛町と上富良野町にまたがる十勝岳（標高2,077m）は、直線距離で約85Km離れた活火山で、気象庁の常時観測火山に指定されている。有史以降小・中規模の噴火を繰り返しており、平成元年には140Kmの範囲で降灰があり、陸別町でも確認されている。

#### ○丸山

- ・新得町、上士幌町にまたがる丸山（標高1,692m）は、直線距離で約57Km離れた活火山で、気象庁の常時観測火山に指定されている。有史以降中規模な水蒸気噴火が1回と、2度の火山性群発地震が確認されている。

### (3) 豪雨/暴風雨/竜巻

- 道内においては、過去30年の台風接近数は、年平均1.7個（全国平均約3個）と比較的少ないが、これまでも昭和56年の低気圧前線と台風による大水害をはじめ、前線性降雨や台風による浸水被害等が道内各所で発生しており、また、近年においては、集中豪雨による災害が頻繁に発生している。
- 道内においては、平成13年から平成25年の間に、70の竜巻・突風によって死傷者や住宅損壊などの被害が発生している。

### (4) 豪雪/暴風雪/融雪

- 寒冷多雪地域である北海道では、大雪や雪崩、吹雪による交通障害、家屋等の倒壊が頻繁に発生。
- 近年は雪解け時期の降雨による急激な融雪による河川の増水と氷塊に起因した「アイスジャム」による外水氾濫が発生している。

## 4-2 町外における主な自然災害リスク

### (1) 首都直下地震

- 発生確率・・・M7.3程度、30年以内に70%
- 被害想定・・・死者23万人、負傷者12.3万人、避難者720万人、建物全壊61万棟、経済被害95.3兆円、被害範囲1都8県

### (2) 南海トラフ地震

- 発生確率・・・M8以上、30年以内に70%
- 被害想定・・・死者32.3万人、負傷者62.3万人、避難者950万人、建物全壊238.6万棟、経済被害220兆円、被災範囲40都府県（関東、北陸以西）

## 5 陸別町強靱化を進める上での留意事項

---

陸別町強靱化にあたっては、国の基本計画及び北海道強靱化計画に掲げる基本方針に配慮し進めるとともに、本計画に掲げる目標を踏まえ、以下の事項に留意し推進することとする。

### 5-1 陸別町の特性を踏まえた取組の推進

#### (1) あらゆる自然災害リスクへの対応

本町は、地震、豪雨、豪雪、火山噴火など多様な自然災害のリスクを有している。個々の災害事象はもとより、複合的な災害事象に対応した取組を検討するとともに、厳冬期・盛夏期の気候等も考慮したうえで、あらゆる自然災害へ

の対応力を強化すること。

(2) 陸別町がおかれた社会状況への対応

人口減少や少子高齢化、札幌圏への一極集中など、陸別町がおかれた社会状況を踏まえ、要配慮者対策や地域間の連携を支える交通ネットワークの形成など、当町の実情に応じたきめ細かい対策を講じること。

(3) 陸別町がもつ強みの積極的活用と不利要因の克服

本町の地理特性や優位性を最大限に活かし、国及び北海道全体の強靱化に貢献するためのバックアップ機能をさらに強化すること。

首都圏、札幌圏、帯広圏など人口集中地域からの距離の遠さ、冬季における積雪寒冷の気候など不利とされてきた要因についても強靱化の観点からは本町の魅力に転換できることから、移動の利便性を向上させるなど不利要因を解消するための取り組みを進めることとする。

## 5-2 連携・ネットワークを重視した取組の推進

(1) 関係者相互の連携協力

大規模災害への対応にあたっては、事前の備え、災害時対応、事後の復旧・復興の各段階において、国の関係機関、北海道、市町村、大学、研究機関、民間事業者、NPO、住民等関係者相互の連携協力による取り組みが不可欠であり、そのために必要な情報共有やネットワークの強化を図ること。

北海道総合研究機構や、国の研究機関との連携のもと、市町村の強靱化に資する研究開発を推進するとともに、研究成果の効果的な活用を図ること。

(2) 地域間の連携、役割分担

大規模自然災害時における住民避難や物資供給、救急救援活動などの被災地支援を迅速かつ円滑に行うためには、地域間の連携による対応が不可欠であり、町内はもとより町外も含め、被災規模等を想定した地域間の連携体制の構築やそれを支える交通ネットワークの整備などハード・ソフト両面からの対策を講じること。

(3) 国及び北海道の施策の積極的な活用と民間投資の促進

財政状況が厳しい中、本町の強靱化を効率的かつ効果的に進めるため、国や北海道の施策を積極的に活用しながら取組の重点化を図るとともに、町内外からの民間投資の促進など、幅広い政策手法による取組を進めること。

## 第3章 脆弱性評価

### 1 脆弱性評価の考え方

大規模自然災害等に対する脆弱性を分析・評価すること（以下、「脆弱性評価」という。）は、国土強靱化に関する施策を策定し、効果的、効率的に推進していくうえで必要不可欠なプロセスであり（基本法第9条第5項）、国の基本計画や北海道強靱化計画においても、脆弱性評価の結果を踏まえた施策の推進方策が示されている。

本町としても、本計画に掲げる陸別町強靱化に関する施策の推進に必要な事項を明らかにするため、国が実施した評価手法や「国土強靱化地域計画策定ガイドライン」等を参考に、以下の枠組みにより脆弱性評価を実施した。

#### 【脆弱性評価を通じた施策検討の流れ】



#### 【脆弱性評価において想定するリスク】

- ・過去に町内で発生した自然災害による被害状況、各種災害に係る発生確率や被害想定等を踏まえ、今後、本町に甚大な被害をもたらすと想定される自然災害全般
- ・国土強靱化への貢献の観点から、首都直下地震や南海トラフ地震など町外、道外における広域大規模自然災害。これについては本町の対応力について評価する。

### 2 リスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」の設定

国の基本計画や北海道強靱化計画で設定されている「事前に備えるべき目標」、および「起きてはならない最悪の事態」をもとに、積雪寒冷など本町の地域特性等を踏まえるとともに、施策の重複などを勘案し、「最悪の事態」の区分の整理・統合・絞込等を行い、本町の脆弱性評価の前提となるリスクシナリオとして、7つのカテゴリーと17の「起きてはならない最悪の事態」を設定

定した。

【リスクシナリオ 17の「起きてはならない最悪の事態」】

カテゴリー	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）
I 人命の保護	I-1 地震等による建築物等の倒壊や火災・土砂災害による死傷者の発生
	I-2 異常気象等による広域かつ長期的な現住建物等への浸水
	I-3 暴風雪及び豪雪、豪雨浸水による交通途絶等に伴う死傷者の発生
	I-4 積雪寒冷を想定した避難体制等の未整備による被害の拡大
	I-5 情報伝達の不備・途絶等による死傷者の拡大
II 救助救急活動等の迅速な実施	II-1 被災地での食料・飲料水等、生命にかかわる物資供給の長期停止
	II-2 消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞
	II-3 被災地における医療・福祉機能等の麻痺
III 行政機能の確保	III-1 町内外における行政機能の大幅な低下
IV ライフラインの確保	IV-1 エネルギー供給の停止
	IV-2 食料の安定供給の停滞
	IV-3 上下水道等の長期間にわたる機能停止
	IV-4 町外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止
V 経済活動の機能維持	V-1 サプライチェーンの寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞
VI 二次災害の抑制	VI-1 農地・森林等の荒廃による被害の拡大
VII 迅速な復旧・復興等	VII-1 災害廃棄物の処理の停滞等による復旧・復興の大幅な遅れ
	VII-2 復旧・復興等を担う人材の絶対的不足

### 3 評価の実施手順

前項で定めた17の「起きてはならない最悪の事態」ごとに、関連する現行の施策の推進状況や課題等を整理し、事態の回避に向けた現行施策の対応力について、分析・評価を行った。

評価にあたっては、施策の進捗度や達成度を定量的に把握するため、現状の数値データを収集し、参考指標として活用した。

## 4 最終評価

脆弱性評価の結果は7つのカテゴリーごとに取りまとめた。以下のとおり提示する。

### I 人命の保護

I-1 地震等による建築物等の倒壊や火災・土砂災害による死傷者の発生
<p>【評価結果】</p> <p>(住宅等の耐震化促進)</p> <p>○地域防災計画で定める指定避難所については、供用を停止している1か所を除き耐震化を完了している(供用停止中の施設については、令和2年度解体令和3年度新築予定)。</p> <p>(土砂災害対策の拡充)</p> <p>○令和元年度で土砂災害危険区域(土石流危険渓流・急傾斜地・地すべり危険区域)の基礎調査が完了。</p> <p>○土砂災害警戒区域の指定を推進し、警戒区域については警戒避難体制の整備を促進する必要がある。</p> <p>○国、道、町において必要な急傾斜地崩壊防止施設、治山施設等の整備を進めているが、未整備箇所については、引き続き施設整備を進める必要がある。</p> <p>(建築物等の長寿命化対策)</p> <p>○公共建築物の長寿命化については、「陸別町公共施設等総合管理計画」や保守、更新等必要な取組を個別計画により進めていく必要がある。</p> <p>○「陸別町公営住宅等長寿命化計画」に基づき、公営住宅の長寿命化と「住生活基本計画」による計画的な建替えを推進する必要がある。</p> <p>(避難場所の適正な配置と整備)</p> <p>○現在設定している一次避難場所について、避難期間や災害種別に対応した適切な避難体制の確保や住民周知を図る必要がある。</p> <p>○高齢者、障がい者等の要配慮者の安全確保を図るために必要な福祉避難所について、住民周知を図る必要がある。</p> <p>○住民が避難場所へ移動する主要経路について、国や北海道と連携を図り整備を推進する必要がある。</p> <p>(防災教育の拡充)</p> <p>○学校教育においては、防災教育啓発資料の配布や体験型防災教育などを通</p>

<p>じ、学校関係者及び児童・生徒の防災意識の向上に向けた取組を進め、今後、地域・学校の実情に応じた実践的な避難訓練の実施など、一層の効果的な取組をおこなう必要がある。</p> <p>○火災の未然防止や被害低減を図るため、引き続き関係機関が連携した火災予防に関する啓発活動を行う必要がある。</p> <p>○住民、事業所、各団体等と連携し、多様な防災に関する担い手の育成を図るとともに、個々のノウハウを生かした協働を促進する必要がある。</p> <p>○関係機関と連携をして、AEDの使用法などを含めた応急手当の講習会を引き続き実施し、普及啓発を行う必要がある。</p> <p>(自助・共助の普及)</p> <p>○災害時の自助・共助思想の普及と地域防災力の向上のため、共助の核となりうる人材を育成し、本町の現状にあった自主防災組織設立を推進する必要がある。</p> <p>○火災時の延焼、甚大化を防ぐため、防火設備の設置促進、危険物施設の安全確保などの取り組みを推進する必要がある。</p>
<p><b>【指標（現状値）】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・指定避難所建物の耐震化率</li> <li>・指定緊急避難場所の指定状況</li> <li>・指定避難所の指定状況</li> <li>・福祉避難所の指定状況</li> <li>・住民を含めた防災訓練の実施</li> <li>・自主防災組織の設立</li> <li>・普通救命講習会の開催状況</li> </ul>

<p>I-2 異常気象等による広域かつ長期的な現住建物等への浸水</p>
<p><b>【評価結果】</b></p> <p>(洪水ハザードマップの作成)</p> <p>○令和2年に浸水想定区域図を活用した洪水ハザードマップを作成する予定であるが、今後ハザードマップを活用した防災訓練等を実施する必要がある。</p> <p>(河川改修等の治水対策)</p> <p>○国、道、町では、それぞれの管理河川において洪水を安全に流下させるための河道の掘削、築堤、放水路の整備、洪水を一時的に貯留するダムや遊水池の整備などの治水対策を行ってきた。当町においても必要な改修が進められているところであるが、未だに進捗途上である。災害履歴の有無や住宅集中地区などに重点化するなど、今後一層の効果的、効率的な整備を進める必要がある。</p>
<p><b>【指標（現状値）】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・洪水ハザードマップ作成</li> <li>・利別川河川改修</li> </ul>

I-3 暴風雪及び豪雪、豪雨浸水による交通途絶等に伴う死傷者の発生
<p><b>【評価結果】</b></p> <p>(暴風雪時における道路管理体制の強化)</p> <p>○北海道では、「道路管理に関する検討委員会」を設け、冬季異常気象時における道路管理手法の検討を行っており、通行規制時の迅速な情報伝達に取り組むなど、適切な道路管理体制を強化する必要がある。</p> <p>(除雪体制の確保)</p> <p>○各道路管理者（国、道、町）において管理道路の除排雪事業を進めているほか、豪雪等の異常気象時においては、各管理者による情報共有や相互連携を強化するなど、円滑な除雪体制の確保に努めているが、各管理者における財政事情、除雪作業を請け負う事業者の経営環境の悪化、除雪機械の老朽化など、安定的な除雪体制を確保する上での多くの課題を抱えており、これらの課題を踏まえた総合的な対策が必要である。</p>
<b>【指標（現状値）】</b>

I-4 積雪寒冷を想定した避難体制等の未整備による被害の拡大
<p><b>【評価結果】</b></p> <p>(冬季も含めた帰宅困難者対策)</p> <p>○災害時の公共交通機関の運行停止による帰宅困難者の発生のほか、積雪・低温など北海道の冬の厳しい自然条件と、当町に隣接する町の市街地までそれぞれ30Km超の距離があることを踏まえ、移動困難者対策が必要であり、一時避難所の確保とその周知・啓発など、冬季を含めた帰宅困難者の避難対策の取組を進める必要がある。</p> <p>(積雪寒冷を想定した避難所等の対策)</p> <p>○積雪や低温など北海道の冬の厳しい自然条件を踏まえ、暖房器具の備蓄整備など避難所等における防寒対策に取り組む必要がある。</p>
<b>【指標（現状値）】</b>

I-5 情報伝達の不備・途絶等による死傷者の拡大
<p><b>【評価結果】</b></p> <p>(関係行政機関相互の連絡体制の整備及び情報の共有化)</p> <p>○現在北海道においては、「地域防災情報共有推進会議」、「北海道大規模災害対応連絡会」などにより、関係行政機関の防災情報の共有化等が進められている。今後も被害の軽減や迅速な応急・救助活動に不可欠な関係機関相互の連絡体制を強化する必要がある。</p>

- 迅速かつ円滑な災害対策を実施するため監視カメラ画像、雨量・水位・通行止め情報をリアルタイムで共有する防災情報共有システムの整備が進められ、市町村及び関係機関の間で防災情報を共有しているが、老朽施設の更新や未整備箇所の整備など同システムの機能強化を図る必要がある。
- 防災気象情報や避難情報などの災害情報について、北海道防災情報システムの運用により、道及び町と情報共有を図り、住民等へ伝達しているが、今後、より迅速で確実な情報伝達を行うため、災害通信訓練等によりシステム運用の習熟を図る必要がある。
- 国民保護法に基づき、災害時における住民安否情報の確認のため、国が運用する安否情報システムの有効活用も含め、災害時の安否情報を効果的に収集・提供するための体制を構築する必要がある。

(住民等への情報伝達体制の強化)

- 避難勧告の発令基準等について整理し、住民周知を図る必要がある。
- 防災行政無線や緊急速報メール配信などによる災害情報の伝達だけではなく、「Lアラート」(公共情報コモンズ)の適切な運用など、多様な方法による災害情報の多重的な伝達体制を整備する必要がある。
- ラジオ不感エリア、携帯不感エリアの解消について、今後も関係機関と連携を図り、整備を推進する必要がある。
- テレビやラジオなど既存メディアの中断や携帯電話の輻輳時においても、住民等への防災情報を確実に提供するため、避難所等に公衆無線LAN等の機能を備えた防災情報ステーションを整備するなど、災害情報提供の耐災害性を向上させる必要がある。
- 災害発生時において、観光客の安全を確保し、適切に保護するため、迅速かつ正確な情報提供や避難誘導など、災害から観光客を守る受入れ体制の整備が必要である。
- 災害発生時の避難等に支援を要する要介護高齢者や障がい者などに対する避難誘導などの支援が迅速かつ適切に行えるよう、町内における避難行動要支援者名簿の活用や具体的な避難方法をまとめた個別計画の策定に向けて体制を整備する必要がある。

(情報の多言語化)

- 外国人居住者、外国人観光客については、災害情報の伝達手段が十分に整備されていない状況にあり、本町を訪れる外国人居住者等の安全・安心を確保するためにも、国が策定した指針等に沿って関係行政機関と連携し、外国人向け災害情報や伝達体制を強化する必要がある。

【指標(現状値)】

- ・防災行政無線のデジタル化

## II 救助・救急活動等の迅速な実施

<p>II-1 被災地での食料・飲料水等、生命にかかわる物資供給の長期停止</p> <p><b>【評価結果】</b></p> <p>(緊急輸送道路等の整備)</p> <p>○救急救援活動等に必要な緊急輸送道路や避難路について、国や北海道と連携を図り整備を推進する必要がある。</p> <p>(支援物資の供給等に係る連携体制の整備)</p> <p>○地域防災計画に基づき、物資供給をはじめ医療、救助、救援、帰宅支援など災害時の応急対策に必要な各分野において、道・町、民間企業・団体等がそれぞれの間で応援協定を締結しているが、災害時において、これらの協定に基づく効率的な活動を確保するためにも、対象業務の拡充など協定内容の見直しを適宜行うとともに、防災訓練など平時の活動を活発に行う必要がある。</p> <p>(非常用物資の備蓄促進)</p> <p>○地域間連携による応急物資等の迅速な調達を図るため、必要な備蓄を行うとともに、広域での応援体制に対応する必要がある。</p> <p>○家庭や企業等においては、被害想定や冬期間の対応などを想定し、3日分の備蓄が奨励されていることから、自発的な備蓄を促進するため啓発活動に取り組む必要がある。</p> <p>○非常用備蓄については、「陸別町災害備蓄計画」に基づく備蓄を推進しているところであるが、財政負担の軽減にも配慮しながら、非常用物資の備蓄体制の強化を図る必要がある。</p>
<p><b>【指標（現状値）】</b></p>
<p>II-2 消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞</p> <p><b>【評価結果】</b></p> <p>(関係行政機関の連携体制整備)</p> <p>○町内外の関係機関で構成する「陸別町防災会議」を中心に、地域防災計画の推進や防災総合訓練などにおいて関係行政機関との連携を図っており、今後も防災訓練などの機会を通じ、消防、警察、自衛隊など関係機関相互の連携体制を強化し、災害対応の実効性を高めていく必要がある。</p> <p>○緊急消防援助隊や広域緊急援助隊など、それぞれの部門において様々な形態、規模による訓練が実施されており、これらの訓練で得た課題を踏まえ、より効果的な訓練環境の整備を図るなど災害対応の実効性を高めていく必要がある。</p> <p>(自衛隊体制の維持・拡充)</p> <p>○東日本大震災時には、陸上自衛隊北部方面隊から最大1万3千人（延べ83万人）の人員</p>

が被災地に派遣されるなど、被災地支援に大きな役割を担ったところであり、今後の道内外における大規模自然災害時に備え、本道の自衛隊が果たしうる役割や訓練環境に優れた本道の地理的特性等を踏まえ、道内各地域に配備されている部隊、装備、人員の確保など、本道の自衛隊体制の維持・拡充を図る必要がある。

(救急活動等に不可欠な情報基盤、資機材の整備)

○とちか広域消防事務組合の消防救急無線のデジタル化は整備済みであり、今後は計画的な機器更新を行う必要がある。

○消防の災害対応能力強化のため、災害用資機材の整備を図る必要がある。また、消防団の担い手の確保と装備の充実を推進する必要がある。

【指標（現状値）】

### II-3 被災地における医療・福祉機能等の麻痺

【評価結果】

(受援体制の確立)

○災害発生時に、被災した市町村の医療ニーズを集約し、各被災地域への医療支援チームの派遣配分を調整する仕組みを構築する必要がある。また、DMAT活動との円滑な引継ぎや医療支援チームの派遣調整のあり方、受援について検討を行う必要がある。

○医療・福祉技術者、ボランティア等の受け入れ体制について平時から整理し、検討を行う必要がある。

(災害時拠点病院の機能強化)

○災害時の診療所の機能を確保するため、自家発電設備の増強や応急用医療資機材の整備など、所要の対策を早急に図る必要がある。

(災害時における福祉支援)

○被災した社会福祉施設等の入居者の避難先確保や人的・物的支援をさらに充実する必要がある。

(防疫対策)

○災害発生時においては、町における速やかな感染症予防対策が重要であり、また、災害時における感染症の発生やまん延を防止するために、平時からの定期の予防接種を対象者が適切に受けることができる体制を継続するとともに、避難所等における衛生管理に取り組む必要がある。

【指標（現状値）】

### Ⅲ 行政機能の確保

Ⅲ-1 町内外における行政機能の大幅な低下
<p><b>【評価結果】</b></p> <p>(災害対策本部機能の強化)</p> <p>○防災訓練などを通じ、災害対策本部機能や実施体制の検証を行うなど、効果的なフォローアップを行う必要がある。また、地域防災計画の見直しなどを通じ、災害対策本部体制の機能強化を図る必要がある。</p> <p>○東日本大震災の経験を踏まえ、早期に消防団活動・安全マニュアルを策定する必要がある。また、消防団は、地域防災の中核的な存在として、消火活動や水防活動をはじめ、大規模災害時における住民の避難誘導や災害防御など重要な役割を担っており、地域の防災力・水防力の維持・強化のため、地域住民の消防団活動の理解と活動への参加促進を図る必要がある。</p> <p>(業務継続体制の整備)</p> <p>○業務継続体制について、業務全体を対象とした業務継続計画の策定に向けた取り組みを推進する必要がある。</p> <p>○災害時においても、町の業務を遂行する上で重要な役割を担う情報システムの機能を維持・継続するため、重要システムやデータは引き続きデータセンターで管理をする必要がある。</p> <p>○町の業務遂行の重要な手段として利用されている I T 機器や情報通信ネットワークの被災に備え、早期に I T 部門の業務継続計画を策定する必要がある。</p>
<p><b>【指標（現状値）】</b></p>

## IV ライフラインの確保

IV-1 エネルギー供給の停止
<p><b>【評価結果】</b></p> <p>(電力、燃料の安定供給に向けた連携体制の確立)</p> <p>○北海道電力では、小利別変電所～陸別変電所間で2回線化を完了させている。また、万が一停電が発生した場合、トラリ地区、トマム地区の一部、上陸別地区の一部については逆送によりバックアップされることとなっている。</p> <p>○今後、小利別～留辺蘂間の複線化、足寄線・津別線も含めたループ化について要請を続ける必要がある。</p> <p>○石油燃料、ガス燃料については販売組合との協定が締結されているところであるが、協定がより効果的に機能するように平時より連携を推進する必要がある。</p> <p>(避難所等への石油燃料供給の確保)</p> <p>○災害時に避難所等を円滑に開設できるよう、平時より石油・ガス燃料のローリングストックに努める必要がある。</p>
<p><b>【指標（現状値）】</b></p>

IV-2 食料の安定供給の停滞
<p><b>【評価結果】</b></p> <p>(農業の体質強化)</p> <p>○農業全体が厳しい経営環境の中、担い手不足や労働力の確保などの大きな課題を抱えている。災害発生時を含め、国全体の食糧の安定供給に将来にわたって貢献していくためには、経営安定対策や担い手の育成確保など、本町の農業の持続的な発展につながる取り組みを効果的に推進する必要がある。</p> <p>(道産食料品の販路拡大)</p> <p>○大災害時において食料の供給を安定的に行うためには、平時においても販路の開拓・拡大等により、一定の生産量を確保していくことが必要であり食の高付加価値化などによる農産物の輸出拡大の取組など、生産、加工、流通が一体となった取り組みが求められる。本町としても地場産品の販路拡大などについて推進する必要がある。</p> <p>(産地備蓄の推進)</p> <p>○国でも不作時等の緊急時に備えるため、米などの主要穀物の備蓄を行っているが、災害時には米以外の農産物の供給も課題となることから、こうした事態に備え、産地における農産物の長期貯蔵など、農産物の円滑な供給に資する取り組みを進める必要がある。</p>
<p><b>【指標（現状値）】</b></p> <p>・国並びに道が造成した基幹農業水利施設における機能保全計画策定割合</p>

IV-3 上下水道等の長期間にわたる機能停止															
<p><b>【評価結果】</b></p> <p>(上下水道施設の耐震化)</p> <p>○建屋は建築基準法上の耐震基準を満たしているが、構築物、機器、布設管について水道法等には未だ基準に達していない施設が多数ある。</p> <p>○災害時においても給水機能を確保するため、水道施設の耐震化や老朽化対策を進める必要がある。今後更新を迎える施設については、需要予測などを考慮した施設の更新や維持管理など老朽化対策を推進する必要がある。</p> <p>○地震時における下水道機能の確保のため、ストックマネジメント計画を策定し、今後増大してくる老朽化施設の改築更新等を計画的に進めていく必要がある。</p> <p>(水道施設の防災機能強化)</p> <p>○水道施設が地震などにより被災した場合に備え、水道事業者において緊急時の給水拠点の確保を図るため、施設整備や応急給水体制等の整備を進め、防災機能の強化を図る必要がある。</p> <p>(上下水道の業務継続体制の取組強化)</p> <p>○地震時における下水道機能の確保のため、平成29年3月に下水道業務継続計画が策定されたところである。運用に支障をきたすことがないように適切な見直しを図る必要がある。上水道については計画は未策定であるものの、迅速な復旧と安定した水の供給にむけて平時から計画を立てる必要がある。</p>															
<p><b>【指標（現状値）】</b></p> <table border="0"> <tr> <td>・下水道BCP</td> <td>策定済み (H29)</td> </tr> <tr> <td>・下水道施設のストックマネジメント計画</td> <td>令和元年策定予定</td> </tr> <tr> <td>・地震対策上重要な下水管渠の地震対策実施率</td> <td>0%</td> </tr> <tr> <td>・地震対策上重要な上水管路の地震対策実施率</td> <td>陸別地区 4.9%(H30)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>小利別地区 6.7%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>上陸別地区 0%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>トラリ地区 0%</td> </tr> </table>		・下水道BCP	策定済み (H29)	・下水道施設のストックマネジメント計画	令和元年策定予定	・地震対策上重要な下水管渠の地震対策実施率	0%	・地震対策上重要な上水管路の地震対策実施率	陸別地区 4.9%(H30)		小利別地区 6.7%		上陸別地区 0%		トラリ地区 0%
・下水道BCP	策定済み (H29)														
・下水道施設のストックマネジメント計画	令和元年策定予定														
・地震対策上重要な下水管渠の地震対策実施率	0%														
・地震対策上重要な上水管路の地震対策実施率	陸別地区 4.9%(H30)														
	小利別地区 6.7%														
	上陸別地区 0%														
	トラリ地区 0%														

IV-4 町外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止	
<p><b>【評価結果】</b></p> <p>(高規格幹線道路を軸とした道路ネットワークの整備)</p> <p>○北海道の高規格幹線道路の供用率は56%で、全国平均の76%と比べ大幅に遅れている。救助救援、物資供給、広域避難、人的支援を迅速に行うためにも道内の主要都市間・振興局単位の広域圏域間を結ぶ高速交通ネットワークの整備を計画的に進める必要がある。</p> <p>○大災害時に、被災地からの避難や被災地への物資供給、救援救急活動などを迅速に行うためには、広域交通の分断を回避し、防災拠点間を結ぶ移動の代替性を確保することが</p>	

重要であり、地域間を連結する地域高規格道路や緊急輸送道路、避難路等のネットワーク化を進める必要がある。

(道路施設の防災対策、耐震化、老朽化対策)

- 落石や岩盤崩落などの道路防災総点検の結果に基づき、要対策箇所について引き続き計画的な整備を行う必要がある。また、橋梁の耐震化についても、引き続き継続的な整備を行う必要がある。
- 橋梁をはじめとした道路施設の老朽化対策について、着実な整備を推進するとともに、その他の各道路施設についても計画的な更新を含めた適切な維持管理を実施する必要がある。

(空港の機能強化)

- 災害時において、人員などの輸送拠点として重要な役割を道内の空港が担うために、平時より新千歳空港の国際拠点空港化、オホーツク女満別空港、とから帯広空港の機能向上に向けた施設整備などの取り組みを推進することが必要である。

(鉄道施設の強靱化)

- 平時から人員・物資の大量輸送手段として重要な鉄道機能が、発災時においても安全に機能し、人員並びに救援物資等の大量輸送を維持するため、鉄道事業者による軌道や駅舎、高架など鉄道施設の耐災害性を高める必要がある。

**【指標（現状値）】**

- |                      |      |
|----------------------|------|
| ・緊急輸送道路上等の橋梁の耐震化率    |      |
| ・橋梁の予防保全率（町道）        | 56%  |
| ・道路橋の長寿命化計画の策定有無（町道） | 100% |

## V 経済活動の機能維持

V-1 サプライチェーンの寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞
<b>【評価結果】</b> (業務継続計画策定支援) ○町内事業者等の業務継続計画の策定を促進するため、引き続き国の共通ガイドラインや各業種・業態にあわせた策定マニュアルについて普及啓発を図り、計画策定を支援する必要がある。
<b>【指標（現状値）】</b>

## VI 二次災害の抑制

VI-1 農地・森林等の荒廃による被害の拡大
<b>【評価結果】</b> (森林の整備保全) ○大災害等による森林の荒廃は、国全体の国土強靱化に大きな影響を与える問題となり得る。このため、大雨や地震等の災害時における土砂の流出や表層崩壊など山地災害を防止するため、森林の多面的機能の持続的な発揮に向け、造林、間伐等、小規模治山等の森林整備や、林道等の路網整備を計画的に推進する必要がある。 ○災害時における継続的な森林の多面的機能の発揮を図るため、エゾシカなど野生鳥獣による森林被害の防止対策を進める必要がある。 ○森林の持続的発展のため、現在進めている無立木地の公有林化を継続する必要がある。  (農地・農業水利施設等の保全管理) ○農地が持つ保水効果や土壌流出の防止効果など、国土保全機能を維持するため、地域コミュニティ等による農地・農業水利施設等の地域資源の適正な保全管理を推進する必要がある。 ○農地が持続的に発展するよう耕作放棄地の解消と農地の有効利用について対策を進める必要がある。
<b>【指標（現状値）】</b> ・農地、農業水利施設等の地域資源を保全管理する活動組織数 1

## VII 迅速な復旧・復興等

VII-1 災害廃棄物の処理の停滞等による復旧・復興の大幅な遅れ
<b>【評価結果】</b> (災害廃棄物処理計画の策定) ○早期の復旧・復興の妨げとなる災害時の大量の廃棄物を迅速・適切に処理するため、「災害廃棄物処理計画」を策定し、処理体制を構築する必要がある。
<b>【指標（現状値）】</b> ・町の災害廃棄物処理計画 未策定 ・地籍調査進捗率 100%
VII-2 復旧・復興等を担う人材の絶対的不足
<b>【評価結果】</b> (災害対応に不可欠な建設業との連携) ○陸別建設業協会と災害協定を締結している。 ○大規模災害の発生により、行政職員等の人員が極度に不足する場合にあっても、人命救助に伴う障害物の除去や道路啓開・交通の確保などの応急対策が迅速かつ効果的に行われるよう、建設業団体とのより一層の連携や専門技術等の活用を図る必要がある。  (職員派遣等の相互応援体制) ○被災市町村への職員の相互応援体制の強化を図る必要がある。 ○当町が被災し、他機関からの受援体制について平時より検討をする必要がある。
<b>【指標（現状値）】</b>

## 第4章 陸別町強靱化のための施策プログラム

### 1 施策プログラム策定の考え方

第3章に示した脆弱性評価の結果を踏まえ、本町における強靱化施策の取組方針を示す「陸別町強靱化のための施策プログラム」を策定する。

施策プログラムは、脆弱性評価において設定した「起きてはならない最悪の事態」を回避するため、本町のみならず国、道、民間それぞれの取組主体の適切な役割分担と連携のもとで行う。

また、取り組むべきリスク回避のために、施設の整備・耐震化、代替施設の確保等の「ハード政策」だけでなく、情報・訓練・防災教育をはじめとした「ソフト対策」を組み合わせ、17の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」ごとに取りまとめる。

### 2 施策推進の指標となる目標値の設定

施策推進に当たり、個別施策の進捗や実績を定量的に把握するため、可能な限り数値目標を設定する。

なお、本計画に掲載する目標値については、施策推進のための財源措置等が担保されていないことに加え、国や北海道が推進主体となる施策も数多くあることなどから、経年的な事業量等を積み上げた精緻な目標ではなく、施策推進にかかわる国、道、本町、民間等の各関係者が共有する「努力目標」と位置づける。

また、計画策定後の状況変化等に機動的に対応するため、計画期間中においても、必要に応じ目標値の見直しや新たな設定を行う。

### 3 施策の重点化（重点化すべき施策項目の設定）

施策推進に必要な財源の制約があることから、本計画の実効性を確保するため、優先順位を考慮した施策の重点化を図る必要がある。

陸別町総合計画で定める基本目標の実現を図るとともに、本町の強靱化を北海道・国の強靱化へとつなげるため、総合計画に沿った取組や「北海道強靱化計画」で示された重点化項目と調和を図りながら、緊急性や優先度を総合的に判断し、重点化すべき施策項目を設定した。

## 【陸別町強靱化のための施策プログラム一覧】

- 脆弱性評価において設定した17の「起きてはならない最悪の事態」ごとに、  
事態回避に向け推進する施策を掲載
- 当該施策の推進にかかわる取組主体（国、道、町、民間の4区分）を各施策の末尾に〔 〕書きで記載
- プログラムを構成する施策には、複数の「最悪の事態」に対応するものも多くあるが、これらの施策については、最も関わりのある「最悪の事態」に掲載することとし、再掲はしていない。

### I 人命の保護

#### I-1 地震等による建築物等の倒壊や火災・土砂災害に伴う死傷者の発生

（住宅等の耐震化促進）

- 住宅や建築物の耐震化に向けて、関係機関が連携したきめ細やかな対策を推進する。 [国、道、町、民間]
- 多くの住民等が利用する公共施設等について、各施設管理者による耐震化を促進するとともに、日常から適正な管理に努める。 [国、道、町]

（土砂災害対策の拡充）

- 土砂災害警戒区域の指定を推進し、警戒区域については警戒避難体制の整備を促進する。 [国、道、町]
- 土砂災害警戒区域について、被害が発生しないように適宜急傾斜地崩壊防止施設、治山施設等の整備を進める。 [国、道、町]

（建築物等の長寿命化対策）

- 公共建築物の老朽化対策については、各施設管理者が策定する「管理計画」、「インフラ長寿命化計画」等に沿って、トータルコストの縮減と平準化を図りながら、計画的な維持管理や施設の更新を推進する。 [国、道、町]

（避難場所の適正な配置と管理）

- 災害の種類や状況に応じた安全な避難場所及び避難所の確保を図るため、災害対策基本法に基づく指定緊急避難場所及び指定避難所の住民周知を図るとともに、避難所等への避難路について整備等を促進する。 [国、道、町]

○高齢者、障がい者等の要配慮者の安全確保を図るため、社会福祉施設等を活用した福祉避難所の住民周知を図る。 [道、町、民間]

(防災教育の拡充)

○教育関係者や児童・生徒に対する防災意識の啓発、関係機関を含めた実践的な防災訓練の実施、体験型の防災教育など、学校における防災教育を推進する。 [国、道、町、民間]

○防災教育の推進に向け、各種教材の提供や学習機会の提供、多様な媒体を活用した情報発信を行う。 [道、町、民間]

(自助・共助の普及)

○災害時の自助・共助思想の普及を推進し、地域防災力の向上のため、「地域防災マスター制度」を活用した、共助の核となりうる人材の育成と、本町の現状にあった自主防災組織の設立に向けた取組を推進する。

[道、町、民間]

< 指標 >

- ・ 避難所指定建物の耐震化率
- ・ 指定緊急避難場所の指定状況
- ・ 指定避難所の指定状況
- ・ 福祉避難所の指定状況
- ・ 住民を含めた防災訓練の実施
- ・ 自主防災組織の設立
- ・ 普通救命講習会の開催

#### I-2 異常気象等による広域かつ長期的な現住建物等への浸水

(洪水ハザードマップの作成)

○浸水想定区域図に基づき作成したハザードマップを活用した災害図上訓練等を実施する。 [国、道、町]

(河川改修等の治水対策)

○近年の被害履歴等を勘案し、重点的かつ効果的な河川改修などの治水対策を推進する。 [国、道、町]

○必要な治水機能を確保するため、施設の改良整備・補修を促進する。 [国、道、町]

○適切な流量を維持できるように、河畔林の伐採、河道掘削など必要な措置を行う。 [国、道、町]

< 指標 >

洪水ハザードマップの作成

### I-3 暴風雪及び豪雪、豪雨浸水による交通途絶等に伴う死傷者の発生

(暴風雪時における道路管理体制の強化)

- 暴風雪時において、通行規制等のリアルタイム情報を関係機関が迅速に共有し、特殊通行規制等の情報を住民等へ円滑に実施するための体制強化を図るとともに、暴風雪時の対応に関し、平時からの意識啓発を推進する。

[国、道、町]

- 雪崩や地吹雪などの道路防災総点検の結果を踏まえ、早期に対策が必要な施設整備を重点的に実施する。その他の箇所についても道路環境・状況を勘案し、緊急性の高い箇所の対策を推進する。

[国、道、町]

(除雪体制の確保)

- 各道路管理者の管理基準に基づく適切な除排雪を推進するとともに、豪雪や急激な道路凍結等の異常気象時に備え、道路管理者間の情報共有を図り、除雪車両や雪堆積場の迅速な貸付など相互支援体制を強化する。また、冬季における被害の拡大を防ぐため、緊急輸送道路や避難路の除雪を強化する。

[国、道、町]

- 将来にわたり安定的した除雪体制の確保が図られるよう、除雪機械の計画的な更新、増強を図る。

[国、道、町、民間]

### I-4 積雪寒冷を想定した避難体制等の未整備による被害の拡大

(冬季も含めた帰宅困難者対策)

- 災害時における帰宅困難者対策として、多様な媒体を通じ、気象情報、道路の通行止めや交通機関の運休状況、一時避難場所等に関する情報を迅速に周知する体制を強化するとともに、民間企業との連携による帰宅困難者支援の取り組みを推進する。

[国、道、町、民間]

(積雪寒冷を想定した避難所等の対策)

- 避難所等における冬季防寒対策として、毛布、発電機、ストーブなどの暖房器具の備蓄を推進する。

[道、町]

### I-5 情報伝達の不備・途絶等による死傷者の拡大

(関係行政機関相互の連絡体制の整備及び情報の共有化)

- 災害情報に関する関係機関の情報共有と住民への迅速な情報提供を図るため、北海道防災情報システムの効果的な運用を図るとともに、関係機関からの連絡員受入など関係機関相互の連絡体制を強化する。

[国、道、町、民間]

- 災害対策に必要な監視カメラ画像、雨量・水位・通行止め等に関する情報を関係機関がリアルタイムで共有できる防災情報共有システムについて、一層の効果的な運用を図るため、老朽機器の更新や未整備箇所への計画的な整備を推進する。 [国、道、町]
- 災害時における行政機関の通信回線を確保するため、道と市町村を結ぶ総合行政情報ネットワークの計画的な更新や連絡手段の確保を推進する。 [道、町]

(住民等への情報伝達体制の強化)

- 災害時に住民等が安全な避難行動をとれるよう、各種災害に係る避難勧告等の発令基準についてあらかじめ整理し、住民周知を図る。 [道、町]
- 防災行政無線と緊急速報メールによる住民等への災害情報の伝達のほか、公衆無線LAN機能を有する防災情報ステーションの整備、Lアラート（公共情報コモンズ）を活用したマスメディアによる迅速な情報提供など、多様な手段による災害情報の伝達体制強化を推進する。 [国、道、町、民間]
- 観光客に対する公衆無線LAN機能を有する防災情報ステーションの整備や災害情報の伝達体制の強化、観光関連施設におけるハード・ソフト両面からの防災対策など、災害時における観光客の安全確保に向けた取り組みを推進する。 [国、道、町、民間]
- 要介護高齢者や障がい者など災害時の避難等に支援が必要な方々に対し、迅速で円滑な支援が可能となるよう、対象者の名簿の作成、避難誘導・支援に関する具体的な計画策定など、所要の対策を推進する。 [国、道、町]

(情報の多言語化)

- 災害時も含め外国人滞在者等の移動の利便性を向上するため、観光地等における案内表示等の多言語化を促進する。 [国、道、町、民間]
- 災害時に外国人滞在者等が円滑に避難行動をとり、安全の確保が図られるように自治体国際化協会が策定した災害時多言語表示シート、災害用ピクトグラム等の整備を促進する。 [道、町、民間]

< 指標 >

防災行政無線のデジタル化

## II 救助・救急活動等の迅速な実施

### II-1 被災地での食料・飲料水等、生命にかかわる物資供給の長期停止

(緊急輸送道路等の整備)

- 救急救援活動に必要な緊急輸送道路について、計画的な整備を推進する。  
[国、道、町]

(支援物資の供給等に係る連携体制の整備)

- 物資供給をはじめ医療、救助・救援、帰宅支援など災害時の応急対策を迅速かつ円滑に行うため、他自治体、民間企業、団体等との間で締結している応援協定について、協定に基づく防災訓練など平時の活動を促進し、その実効性を確保するとともに、対象業務の拡大など協定内容の見直しを適宜実施する。  
[道、町、民間]

(非常用物資の備蓄促進)

- 大規模災害時において応急物資の供給・調達に係る広域的な対応を図るため、振興局管内での備蓄・調達体制を強化するとともに、振興局を超えた広域での物資調達等の体制整備にも併せて取り組み、受援体制についても平時より整備を進める。  
[道、町]
- 家庭や企業等における備蓄について、啓発活動を強化するなど、各当事者の自発的な備蓄の取り組みを推進する。  
[道、町、民間]

### II-2 消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞

(関係機関の連携体制強化)

- 「陸別町総合防災訓練」等の機会を通じ、消防、警察、自衛隊、町内の民間事業者など官民の防災関係機関相互の連携を強化し、救助・救急活動に係る災害対応の実効性を確保する。  
[国、道、町、民間]
- 緊急消防援助隊や広域緊急援助隊など、専門部隊の災害対応能力の強化に向け、恒常的な訓練、組織間の合同訓練等の充実など訓練機会を創出し、それぞれの部門において様々な形態、規模による訓練環境の整備を図り、災害対応の実効性を高めるための取り組みを推進する。  
[国、道、町]

(自衛隊体制の維持・拡充)

- 道内外における大規模自然災害時に備え、道内各地域に配備されている部隊、装備、人員の確保など、本道の自衛隊体制の維持・拡充に向けて、道や町など関係機関が連携した取り組みを推進する。  
[国、道、町]

(救急活動等に不可欠な情報基盤、資機材の整備)

- 防災関係機関の災害対応能力の強化に向け、消防救急無線の更新や警察無線中継所リンク回線の高度化、警察ヘリコプター等への映像伝送システムの搭載など情報基盤の整備を推進するとともに、警察、消防機関における災害用資機材等の更新・配備が計画的に行われるよう、国や道など関係機関と連携した取り組みを推進する。 [国、道、町]

<指標>

陸別町総合防災訓練の実施回数 3年に1回

## Ⅱ-3 被災地における医療・福祉機能等の麻痺

(受援体制の確立)

- 災害発生時の医療支援チームの受援について、平時より検討と計画策定を推進する。 [道、町、民間]
- 医療・福祉技術者、ボランティア等の受け入れ体制について、平時から整理し、必要な取り組みを推進する。 [道、町、民間]

(災害時拠点病院の機能強化)

- 災害時の診療所の機能を確保するため、自家発電設備や応急用医療資機材の整備などを推進する。 [国、道、町]

(災害時における福祉支援)

- 災害発生時に、社会福祉施設等に入所されている高齢者や障がい者等、自力避難の困難な方の避難先確保や、被災施設への人的・物的支援を円滑に実施できる体制の充実を図る。 [道、町、民間]

(防疫対策)

- 災害時における感染症の発生や拡大を防ぐための消毒、駆除等を速やかに行う体制を整備するとともに、定期的な予防接種の実施や避難場所における污水対策など、災害時の防疫対策及び環境衛生を推進する。 [国、道、町]

## Ⅲ 行政機能の確保

### Ⅲ-1 町内外における行政機能の大幅な低下

(災害対策本部機能の強化)

- 災害対策本部設置・運営に係る運用事項(災害規模に応じた職員の参集範囲、

本部の設置場所)について、定期的な訓練などを通じた実施体制の検証や必要な見直しを行うとともに、本部機能の運用に必要な資機材の整備、職員の非常用備蓄を計画的に推進する。 [町]

(業務継続体制の整備)

- 災害対策本部の機能強化に向け、「地域防災計画」を適宜見直すとともに、庁舎が被災した場合の代替庁舎の指定を早急に進め、必要な資機材の整備を推進するとともに、「業務継続計画」の策定に着手する。 [町]
- 地域防災の中核的存在である消防団の機能強化と、災害時の防災拠点である役場庁舎、消防庁舎の必要な改修を推進する。 [国、道、町]

## IV ライフラインの確保

### IV-1 エネルギー供給の停止

(電力、燃料の安定供給に向けた連携体制の確立)

- 小利別～留辺蘂間の複線化、足寄線・津別線も含めたループ化について、関係機関と連携を図り推進する。 [道、町、民間]
- 石油燃料、ガス燃料については、販売組合との協定に基づいて効果的に機能するように平時より連携を推進する。 [道、町、民間]

(避難所等への石油燃料供給の確保)

- 災害時に避難所等を円滑に開設できるよう、平時より石油・ガス燃料のローリングストックを推進する。 [町、民間]

### IV-2 食料の安定供給の停滞

(農業の体質強化)

- 災害発生時を含め、国全体の食糧の安定供給に将来にわたって貢献していくため、経営安定対策や担い手の育成確保など、本町の農業の持続的な発展につながる取り組みを効果的に推進する。 [国、道、町、民間]

(道産食料品の販路拡大)

- 大災害時において食料の供給を安定的に行うため、平時から販路の開拓・拡大等による生産量の一定量確保にむけた取り組みなど、生産、加工、流通が一体となった取り組みを推進する。 [国、道、町、民間]

(産地備蓄の推進)

- 産地における農産物の長期貯蔵など、平時における農産物の安定供給に加え、大災害時においても飼料を含む農産物の円滑な供給に資する取組を推進する。 [国、道、町、民間]

<指標>

国(道)が造成した基幹農業水利施設における機能保全計画策定割合

#### IV-3 上下水道等の長期間にわたる機能停止

(上下水道施設の耐震化)

- 災害時においても給水・下水機能を確保するため、水道施設の耐震化や基幹管路の多重化・耐震化などに加え、今後の水需要などを考慮した施設の更新や維持管理など長寿命化対策を推進する。 [国、道、町]

(水道施設の防災機能強化)

- 災害時における水道施設の機能不全に備え、緊急時給水拠点の確保や総合防災訓練にあわせた給水訓練、図上訓練の実施など応急給水体制の整備を促進する。 [国、道、町]

(上下水道の業務継続体制の取組強化)

- 災害時に備えた下水道BCPについて、適切な見直しをするとともに下水道施設の耐震化、ストックマネジメント計画に基づく長寿命化対策を計画的に行う。併せて、上水道については計画は未策定であるものの、迅速な復旧と安定した水の供給にむけて平時から計画を立てる必要がある。 [国、道、町]

<指標>

下水道BCP	策定済み(H29)
下水道施設のストックマネジメント計画	令和元年策定予定
地震対策上重要な下水管渠の地震対策実施率	0%
地震対策上重要な上水管路の地震対策実施率	陸別地区 4.9%(H30)
	小利別地区 6.7%
	上陸別地区 0%
	トラリ地区 0%

#### IV-4 町外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止

(高規格幹線道路を軸とした道路ネットワークの整備)

- 災害時における広域交通の分断を回避するため、高規格幹線道路と中心市街地を連結するアクセス道路の整備をはじめ、地域高規格道路や緊急輸送道路

の整備を計画的に推進する。 [国、道、町]

(道路施設の防災対策、耐震化、老朽化対策)

○道路防災総点検の結果を踏まえ、落石や法面崩落など要対策箇所への対策工事を計画的に実施する。 [国、道、町]

○橋梁の耐震化については、計画的な整備を推進する。橋梁をはじめとした道路施設は、個々の「長寿命化計画」に基づき計画的な補修・更新を行うとともに、適切な維持管理を実施する。 [国、道、町]

(空港の機能強化)

○国、道、他自治体、空港管理会社、民間等と連携し、新たな航空路線の開設や既存路線の拡充・再開、国際航空路線の拡大に向けた取り組みとともに、道内、国内路線の維持確保に向けた取り組みを推進する。

[国、道、町、民間]

(鉄道施設の強靱化)

○国、道、他自治体、鉄道事業者、民間等と連携し、災害時における鉄道利用者の安全の確保や支援物資等の輸送に必要な鉄道機能を維持するため、鉄道施設の耐震化をはじめ耐災害性の強化に向けた取り組みを推進する。

[国、道、町、民間]

○国、道、他自治体、鉄道事業者との適切な役割分担のもと、幹線鉄道の維持・確保に向け、必要な検討・取り組みを進める。 [国、道、町、民間]

<指標>

町道橋梁の予防保全率（大規模補修・更新に係るコスト÷縮減額）	61%
町道における「橋梁長寿命化修繕計画」の策定有無	有 100%

## V 経済活動の機能維持

### V-1 サプライチェーンの寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞

(業務継続計画の策定支援)

○大災害時における経済活動の継続を確保するため、関係機関や専門の知識を有する民間企業との連携により、町内事業者等の業務継続計画の策定を促進する。 [国、道、町、民間]

## VI 二次災害の抑制

### VI-1 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

(森林の整備保全)

- 大雨や地震等の災害時における土砂の流出や表層崩壊などの山地被害を防止するため、造林、間伐等の森林整備や林道等の路網整備を計画的に推進する。 [国、道、町、民間]
- エゾシカなどの野生鳥獣による森林被害の防止対策を推進し、自然と共生した多様な森林づくりを進める。 [国、道、町、民間]
- 森林の持続的発展のため、無立木地の公有林化を推進する。 [町]

(農地・農業水利施設等の保全管理)

- 農地が持つ保水効果や土壌流出の防止効果などの国土保全機能を維持するため、地域コミュニティ等による農地・農業水利施設等の地域資源の適正な保全管理を推進する。 [国、道、町]
- 農地が持続的に発展するよう耕作放棄地の解消と農地の有効利用について対策を進める。 [町、民間]

< 指標 >

町有林において多様な方法で更新する人工林の面積

農地、農業水利施設等の地域資源を保全管理する活動組織数

## VII 迅速な復旧復興等

### VII-1 災害廃棄物の処理の停滞等による復旧・復興の大幅な遅れ

(災害廃棄物処理計画の策定)

- 早期の復旧・復興の妨げとなる災害廃棄物を迅速に処理するため、災害廃棄物処理計画の策定など廃棄物処理体制の検討を行う。 [国、道、町]

< 指標 >

町の災害廃棄物処理計画 未策定

地籍調査進捗率

## VII-2 復旧・復興等を担う人材の絶対的不足

(災害対応に不可欠な建設業との連携)

- 災害発生時の人命救助に伴う障害物の除去、道路交通の確保、パトロールなどの応急対策を効果的に実施するため、専門的な技術を有し地域事情にも精通する建設業との連携体制を強化する。 [道、町、民間]

(職員派遣等の応援・受援体制)

- 災害時の復旧・復興等に関する業務を円滑に進めるため、国・道及び他市町の行政職員の相互応援体制を構築するとともに、平時から受援体制についても検討を進める。 [国、道、町]

## 第5章 計画の進捗管理

### 1 計画の推進期間等

計画期間は社会情勢の変化や「国土強靱化基本計画」及び「北海道強靱化計画」、「陸別町総合計画」との調和を図るため、本計画の推進期間は令和2年から令和6年までの5か年とする。なお、計画期間内においても本町の内外における社会情勢の変化や国全体の強靱化施策の推進状況にも柔軟に対応することが求められるため、計画内容については適宜見直しを行うものとする。

また、本計画は、本町の他の分野別計画における国土・地域強靱化に関する指針として位置付けるものであることから、国土・地域強靱化に関連する分野別計画においては、それぞれの計画の見直し及び改定時期にあわせて所要の検討を行い、本計画との整合性を図っていくものとする。

### 2 計画の推進方法

#### 2-1 施策ごとの進捗管理

本計画に掲げる施策の実効性を確保するためには、明確な責任体制のもとで施策ごとの進捗管理を行うことが必要である。

このため、施策プログラムの推進にあたっては、庁内の所管課等を中心に、国や北海道等との連携を図りながら、個別の施策ごとの進捗状況や目標の達成状況などを継続的に検証し、効果的な施策の推進につなげていく。

＜施策ごとの進捗管理に必要な事項＞

- ・当該施策に関する庁内の所管課等、国の関係府省庁、道の関係部局
- ・計画期間における施策推進の工程
- ・当該施策の進捗状況及び推進上の問題点
- ・当該年度における予算措置状況
- ・当該施策の推進に必要な国の施策等に関する提案・要望事項
- ・指標の達成状況 等

#### 2-2 PDCAサイクルによる計画の着実な推進

計画の推進にあたっては、前項で示した各施策の進捗状況や目標の達成状況を踏まえ、施策プログラム全体の検証を行い、その結果を踏まえた予算化や国・道への政策提案を通じ、さらなる施策推進につなげていくというPDCAサイクルを構築し、陸別町強靱化の持続的な発展サイクルへと繋げていく。

## 【参考】 陸別町強靱化脆弱性評価マトリクス

横軸に「起きてはならない最悪の事態」を、縦軸に第6期陸別町総合計画に掲げる基本目標を配置し、シナリオに対応する総合計画の主な施策を列記した（各項目末の数字は総合計画中の項番号と「主な施策」の番号）。これにより総合計画に記載のない施策、補強すべき施策を「脆弱性」として右端にまとめている。

### I 人命の保護

		基本目標1 地域産業分野	基本目標2 健康福祉分野	基本目標3 生活環境分野	基本目標4 教育分野	基本目標5 住民・行政分野	脆弱性評価	
I の 保 護	I-1	地震等による建築物等の倒壊や火災・土砂災害による死傷者の発生	○位採跡地への植林など森林育成の啓発促進(2-1)	○地域医療の拡充(2-1)	○公営住宅等の適正管理(2-1) ○避難場所の適正な配置<憩いの場づくり(5-1)> ○森林の治水強化(7-1) ○火災予防の徹底(8-2) ○応急手当の普及啓発(8-3)	○共助組織の立ち上げ<自治会運営への支援(2-1)> ○一時避難所の適正な管理<公共施設等の総合的かつ計画的な管理(4-4)>	○住宅等の耐震化促進 ○土砂災害対策の拡充 ○建築物等の長寿命化対策 ○避難場所の適正な配置と管理 ○防災教育の拡充 ○自助・共助の普及	
	I-2	異常気象等による広域かつ長期的な現住建物等への浸水			○大雨等で被害が予想される河川などの安全対策推進(7-1)		○洪水ハザードマップの作成と周知 ○河川改修等の治水対策	
	I-3	暴風雪及び豪雪、豪雨浸水による交通途絶等に伴う死傷者の発生	○林道・作業路の維持管理、整備(2-1)		○交通安全環境の整備(9-3) ○除排雪の充実(10-1)		○暴風雪時における道路管理体制の強化 ○除雪体制の確保	
	I-4	積雪寒冷を想定した避難体制等の未整備による被害の拡大	○道の駅の機能拡充(4-2)		○町道などの整備(6-2)	○生涯学習施設の充実(2-4)	○公共施設等の総合的かつ計画的な管理(4-4)	○冬季も含めた帰宅困難者対策 ○積雪厳冬期を想定した避難所対策の強化
	I-5	情報伝達の不備・途絶等による死傷者の拡大			○防災行政無線や緊急連絡メール等多様な通信手段の活用(7-2) ○誰もが等しく情報サービスを利用できる環境づくり(11-1)		○自治会運営への支援(2-1) ○広報活動の充実(3-1)	○関係行政機関相互の連絡体制の整備及び情報の共有化 ○住民等への情報伝達体制の強化 ○情報の多言語化

## II 救助救急活動等の迅速な実施

				基本目標1	基本目標2	基本目標3	基本目標4	基本目標5	
				地域産業分野	健康福祉分野	生活環境分野	教育分野	住民・行政分野	
II	救助 救急 活動 等の 迅速 な実 施		II-1	被災地での食料・飲料水等、生命にかかわる物資供給の長期停止		○幹線道路網の整備促進(6-1)			○緊急輸送道路等の整備 ○支援物資の供給等に係る連携体制の整備 ○非常用物資の備蓄促進
			II-2	消防、警察、自衛隊等の被災地等による救助・救急活動の停滞	○林道・作業路の維持管理、整備(2-1)	○救急医療体制の充実(2-2)	○消防体制の強化・充実(8-1) ○除排雪の充実(10-1)		○関係行政機関の連携体制整備 ○自衛隊体制の維持、拡充 ○救急活動等に不可欠な情報基盤、資機材の整備
			II-3	被災地における医療・福祉機能等の麻痺		○専門的な知識を持つ人材の確保(1-1)			○受援体制の確立 ○災害時拠点病院の機能強化 ○災害時における福祉的支援 ○防疫対策

## III 行政機能の確保

				基本目標1	基本目標2	基本目標3	基本目標4	基本目標5	
				地域産業分野	健康福祉分野	生活環境分野	教育分野	住民・行政分野	
III	行政 機能 の確 保		III-1	町内外における行政機能の大幅な低下		○ライフライン復旧のための民間の事業者との連携(7-1)		○公共施設等の総合的かつ計画的な管理(4-4)	○災害対策本部機能の強化 ○業務継続体制の整備

## IV ライフラインの確保

				基本目標1	基本目標2	基本目標3	基本目標4	基本目標5	
				地域産業分野	健康福祉分野	生活環境分野	教育分野	住民・行政分野	
IV	ライフラインの確保	IV-1	エネルギー供給の停止	○地場エネルギーの活用<バイオマスをガスプラントの新設(1-1)>		○新エネルギー施策の推進(1-3)			○電力、燃料の安定供給にむけた連携体制の確立 ○避難所等への石油燃料供給の確保
		IV-2	食料の安定供給の停滞	○ブランド化の促進と販売ルートの拡大(1-4)		○除排雪の充実(10-1)			○農業の体質強化 ○道産食料品の販路拡大 ○産地備蓄の推進
		IV-3	上下水道等の長期間にわたる機能停止			○水道事業の推進(4-1) ○適切な排水処理(4-2)			○上下水道施設の耐震化 ○水道施設の防災機能の強化 ○下水道BCPの適正な見直し
		IV-4	町外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止	○高速道路の機能強化(4-4)		○幹線道路網の整備促進(6-1)			○高規格幹線道路を軸とした道路ネットワークの整備 ○道路施設の防災対策、耐震化、老朽化対策 ○空港の機能強化 ○鉄道施設の強靱化

## V 経済活動の機能維持

				基本目標1	基本目標2	基本目標3	基本目標4	基本目標5	
				地域産業分野	健康福祉分野	生活環境分野	教育分野	住民・行政分野	
V	経済活動の機能維持	V-1	サプライチェーンの寸断や中核機能の麻痺等による企業活動等の停滞	○商工業の振興(3-1) ○担い手の育成(3-3)		○除排雪の充実(10-1)			○事業継続計画策定支援

## VI 二次災害の抑制

				基本目標1	基本目標2	基本目標3	基本目標4	基本目標5	
				地域産業分野	健康福祉分野	生活環境分野	教育分野	住民・行政分野	
VI	二次災害の抑制	VI-1	農地・森林等の荒廃による被害の拡大	○耕作放棄地の解消と有効利用(1-1) ○無立本地の公有林化(2-1)					○森林の整備保全 ○農地・農業水利施設等の保全管理

## VII 迅速な復旧・復興等

				基本目標1	基本目標2	基本目標3	基本目標4	基本目標5	
				地域産業分野	健康福祉分野	生活環境分野	教育分野	住民・行政分野	
VII	迅速な復旧・復興等	VII-1	災害廃棄物の処理の停滞等による復旧・復興の大幅な遅れ			<ul style="list-style-type: none"> <li>○不法投棄の防止(1-4)</li> <li>○ごみ処理施設の適正管理(3-2)</li> </ul>			○災害廃棄物処理計画の策定
		VII-2	復旧・復興等を担う人材の絶対的不足	<ul style="list-style-type: none"> <li>○新規就農の確保・後継者育成(1-3)</li> <li>○農業コントラクター・酪農ヘルパー及びTMRセンター利用促進(1-2)</li> <li>○林業労働者の育成(2-2)</li> </ul>		○ライフライン復旧のための民間の事業者との連携(7-1)			<ul style="list-style-type: none"> <li>○災害対応に不可欠な建設業との連携</li> <li>○職員派遣等の応援体制</li> </ul>



陸別町強靱化計画  
令和2年3月発行

陸 別 町

TEL 0156-27-2141 (代表)

FAX 0156-27-2797